

(6) 施策の検証・評価を行いながら、中長期的視点に立って、継続的に進める

- ・自殺対策は、中長期的視野に立って継続的に実施する必要。
- ・同時に、施策の実施状況を検証・評価し、常に施策が効果的・効率的に実施されていることを確認するという視点が不可欠。

(7) 政策対象となる集団毎の実態を踏まえた対策を推進する

<若年層>

- ・児童生徒の自殺を未然に防止し、予防に資する教育を実施することが重要。
- ・学校での自殺や自殺未遂が発生した場合の児童生徒等の心理的ケアに取り組む必要。
- ・各学校におけるいじめ等の問題行動への一層の取組の充実を促すとともに、問題行動の未然防止や早期発見・早期解消に向けて、国としても、継続的・中長期的な取組を行っていくことが必要。
- ・若年雇用を取り巻く社会状況の変化を踏まえた総合的な支援を社会全体で推進していくことが重要。

<中高年層>

- ・心理的、社会的ストレスに対応するための心の健康づくりとともに、ストレスの原因となる長時間労働、失業等の社会的要因に対する取組が重要。
- ・ストレスによるうつ病が多いことから、うつ病の早期発見、早期治療が重要。

<高齢者層>

- ・かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断技術の向上、健康診査等を活用したうつ病の早期発見、早期治療とともに、高齢者の生きがいづくり対策が重要。
- ・在宅介護者に対する支援の充実も重要。

<自殺未遂者>

- ・精神科救急医療体制の充実に加えて、救命救急センター等で治療を受けた自殺未遂者が必要に応じて精神科医療ケアや生活再建の支援が受けられる体制を整備する必要。
- ・自殺未遂者に対する相談体制の充実と自殺未遂者の家族等の身近な人への支援の充実も重要。

(8) 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

- ・国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要。